

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

(あて先) 京都府知事		平成18年		
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)		
大阪府摂津市千里丘7丁目9番31号		近畿コカ・コーポロトリング株式会社 代表取締役 社長執行役員 守都 正和 電話 06 - 6330 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	清涼飲料の製造・販売			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月～平成20年3月			
基本方針	清涼飲料に携わる企業として、水使用、エネルギー使用、廃棄物の発生が主要な環境負荷であることを認識し、環境汚染の防止と環境負荷の継続的削減に努めます。(弊社「環境基本方針」添付)			
推進体制	環境担当役員を議長とする経営層によって構成される環境委員会で環境に関する重要事項を決定し、各部門長・グループ会社の社長をメンバーとするeK〇推進部会でその推進を図っています。具体的な推進に当たっては部門を中心とした縦の組織と事業所単位の二つの切り口で、eK〇システム(コカ・コーラシステム独自のEMS)を通じて削減を行っていきます。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	毎年	自動販売機(電気)	省エネルギー型の自動販売機への切替により、電力消費を毎期約4%削減(2年間で約8%削減)	
	毎年	車両(車両燃料)	エコドライブ(アイドリングストップ、経済速度運行、過積載の見直し等)の推進により、車両燃料使用を抑制	
	毎年	建物(電気)	ケルビズ・ウォームビズの導入等によって節電を推進し、電力消費を毎期対前年比1%削減(2年間で約2%削減)	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	45,095 t	41,197 t	-8.6 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 45,095 t	*2 41,197 t	-8.6 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		/
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1	基準年度(実績) 45,095 t	目標年度(計画) 41,197 t	削減率(計画) -8.6 %
特記事項	2005年2月16日、近畿コカ・コーポロトリンググループ全体として(対象範囲:京都府、大阪府、兵庫県)、温室効果ガス排出量を2000年比で2010年までに10%削減することを目標とする「温室効果ガス削減中長期計画」を策定。(弊社「環境報告書2005」P4~6、11~18、および「CSRレポート2006」P42~44をご参照ください)			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー単単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。